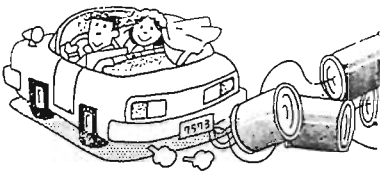


# 広報ししま

## 結婚



挙式は経済的な区立結婚式場、振興会館で。  
他区の方もご利用になれます。  
詳細は ☎ 981-1009へ。

## 青少年の健全な育成をめざして

### 昭和56年度豊島区青少年育成運動の基本方針決まる



昨年行われた「としま子どものつどい」（リスの急流渡り）

豊島区では、青少年の健全な育成を図るため、各種講習会のほか、子どものつどい、青年フェスティバルなどの事業を行っています。また、地域には青少年育成委員会（出張所単位）があり、いろいろ自主的な催しを行っています。

このたび、豊島区青少年問題協議会（会長 日比区長、委員 区議会議員9名、学識経験者19名、関係行政機関の職員9名）で、昭和56年度豊島区青少年育成運動の基本方針が決定されましたので、その内容をお知らせします。

この基本方針は、豊島区における青少年の健全な育成を図るため、家庭、学校、職場、青少年関係団体および行政機関が、有機的な連携を保ち、それぞれの立場で、この運動を効果的に推進していくためのものです。

#### 主旨

今日の青少年問題は、青少年のすべての生活領域に及んでおり、それらが相互に複雑に作用し合っている。

われわれは、このような現状のなかで、次の世代を担う青少年の健全な育成に努め、また、進んで社会に参加し自己を磨こうとする青少年を援助し、さらに、青少年が明るくたくましく伸びていくことのできる地域社会を築くため、この基本方針を主唱するものである。

#### 基本的な考え方

青少年育成を地域社会の課題としてとらえ、家庭や学校、職場や余暇活動の場など、すべての生活の場において、青少年と大人が相互に理解し合い、助け合い、それぞれが持っている能力や自由な時間を社会に役立てて、明るい健康やかな地域社会をつくることを主眼とする。

この目的を達成するためには、地域住民、青少年関係団体および行政機関が広い視野に立ち、相互の連携を密にしなが、幅広い運動を展開していく必要がある。

#### 目標

従来から主唱してきている青少年問題協議会の基本方針と、東京都の主唱する「青少年とともに生きる」を基本とする。

すむ運動」の趣旨を考慮して、次の3目標を設定する。

第1目標 健康で明るい対話のある家庭づくり

青少年育成を考えると、家庭は人格形成の場として、教育の場として、家族の愛情にささえられ、心の安定の場として重要な役割を担っている。

しかし、現在の社会においては、必ずしも家庭がそのような役割を十分に果たしているとはいえない。

特に、今日、大多数の青少年が物質的には恵まれた環境の中で育っているが、一方では、過保護、自立心の欠如、社会的無関心等が指摘されている。

このような問題に対処するためには、まず家庭において、青少年の自主性と自立性を培うように努めるとともに、他人に対する思いやりや社会の一員としての自覚をもつように育成していくことが大切である。

われわれは、このような家庭のもつ重要な役割について再認識し、明るい対話のある家庭づくりを呼びかけていく必要がある。

第2目標 住民の連帯による明るい地域社会づくり

青少年の健全な育成には、良好な社会環境の確保が不可欠である。しかし、青少年をとりまく現状は、青少年育成にとって必ずしも十全なものではない。なかでも

せつな快楽主義を助長する、いわゆるポルノ雑誌、俗悪テレビ番組、ゲームセンターなどによる、青少年への悪影響が懸念されている。

われわれは、このような現状を厳しく見つめるとともに、現在の社会環境をよりよいものとするため、地域住民相互の信頼と連帯感に結ばれた明るい地域社会づくりを努めていく必要がある。

第3目標 青少年団体活動を通じた仲間づくり

青少年が多くの大人や仲間達と共に学び、交流を深める青少年団体活動は、自主性と社会性を身につけるうえで、貴重な経験となるものである。

しかし、青少年の青少年団体活動への参加意識および参加状況は、きわめて希薄であり、低調であるといわれている。

われわれは、このような実態を認識し青少年団体活動のあり方などについて、常に見直す必要がある。そして、一人でも多くの青少年が積極的に地域の文化、スポーツおよびレクリエーション等の青少年団体活動に参加し、その活動を通して仲間同士の連帯感と社会への参加意識、さらに次代の担い手としての自覚をもつよう働きかけることにも、青少年団体活動に自発的に参加しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

社会教育課青少年係 ☎ 3461

#### 豊島区基本構想 (6)

##### 4章 2

#### 2 生活を尊重するまち

すべての区民の生活が尊重され、ひとりひとりが地域で自立し、心身ともに健全で、生きがいのある生活がいとされる。開かれた福祉のまちの実現をめざすとくに高齢者、子ども、障害をもつ人々、低所得者などに対する施策の充実をはかる。

また、区民の健康をまもり、増

進する体制の充実に積極的に取り組む。

(1) 福祉社会の土壌を育てる

区民が健康で生きがいのある生活をいとなめる基本は、ふれあいと思いやりのある社会の実現にある。そのために、福祉教育の充実や福祉思想の普及をはかり、ボランティア活動をはじめ、区民の自主的な福祉活動の育成につとめる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

#### 3

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

また、環境整備をはじめ、あらゆる

ゆる施策のなかに福祉の視点を導入し、福祉社会の土壌を育てる。

(2) 高齢者の生活の安定をはかる

高齢者の生活安定のために、就労の機会を創出につとめるとともに、高齢者の知識や経験を生かした社会活動や文化活動をすすめる。また、ねたきり・ひとり暮らしなど支援を必要とする人々のための医療、住宅、介護などの生活の保障の充実につとめ、新たな需要に対応しうる施設等の整備をはかる。

# 寿受給者証 福医療証 がかわります

## 7月1日から

該当される方には、新しい受給者証(医療証)を6月25日ごろ郵送します。次のことに注意し、受給者証(医療証)をお使いください。

必ず届けてください。  
対象者は、65歳以上の本人の所得が一定額以下の方です。ただし、社会保険の被保険者本人や生活保護を受けている方など、医療費の自己負担のない方は、対象となりません。

### お年寄りの世帯に

### 火災報知機を設置します

現在お持ちの受給者証(医療証)で医療を受けている方は、新しいものを必ず医療機関の窓口へ提出してください。そのままにしていると、医療費の助成が受けられなくなります。  
有効期間のきれた受給者証(医療証)は、同封する返信用封筒で送り返してください。  
加入している医療保険の種類や内容に変更があったときは、

区では、消防署と地域のご協力をえて、火災時の老人の事故を未然に防ぐために、ひとり暮らしのお年寄りの世帯などに、煙や熱で自動的にベルが鳴る自動火災報知

機を設置しています。次の要件に該当し、設置を希望なさる方は、老人福祉課までお申し出ください。消防署の調査により決定します。

### ◇対象世帯:

- ① 65歳以上のひとり暮らしのお年寄り、または65歳以上のお年寄りだけの世帯
- ② 寝たきりのお年寄りのいる世帯

その他、家屋の老朽化などから判断します。所得制限はありません。

◇詳細: 老人福祉課 2633へ

### 寝たきりのお年寄りに

「お見舞品」を贈ります  
長い間寝たきりのお年寄りの方の病苦を慰め、生活意欲を高めていただくために、お見舞品をお贈りします。

◇詳細: 老人福祉課 2632へ

## 家庭福祉員制度を ご利用ください

母親が働いていて、こどもの養育ができない場合、お子さんをお預かりして保育する制度です。

◇家庭福祉員: 区が委託した資格のある方で、自宅で保育します。

◇お預かりできるお子さん: 生後35日から1歳までのお子さん。

◇保育する場所 (個人)

青木房子 上池袋3-11-10 916-20053

松川昭子 池袋2-10-70 981-4937

上野はつ 千川2-24 959-0058

増田静枝 駒込7-8-13 918-1390

吉田盾子 西巢鴨2-17-13 917-7473

阪木千代 南大塚1-23-19 946-4672

金田みち 雑司が谷1-17-16 981-4080

堀千代子 南長崎6-19-13 950-5525

東池袋乳児保育室 東池袋2-55-6 971-1878

◇申込み: 保育第2係 2731

### 駒込第三保育園の入園のお申込みはお早めに

◇所在地: 駒込2-2-3 (国電駒込駅北口から徒歩約2分)

◇開園予定: 8月1日

◇入園できるお子さん: 「ご家庭の状況」によります。

たとえば、両親が商売をしているとか、母親が外に働きに出ている、死別、病氣等のため、保育にあたれない場合です。

この「家庭状況」のきびしい方から、定員数まで入園していただきます。ご希望の方は、居住地を管轄する福祉事務所へお申込みください。

・定員: 100名(0歳児9名、1歳児13名、2歳児22名、3歳児22名、4・5歳児34名)

◇申込締切日: 6月30日

◇申込先:

東福祉事務所 946-2511  
南大塚2-36-2  
西福祉事務所 974-5531  
要町1-59

児童(児童育成)手当の現況届は6月中旬に提出を

児童手当・児童育成手当を引き続き受けている方は、毎年6月に「現況届」を出すことになっていきます。この届出をしないと、6月分以降の手当は受けられません。

現況届用紙は、5月末に郵送しましたので、所定事項(源泉徴収票は添付する必要があります)を記入し、6月30日までに郵送又は持参してください。

昭和56年1月2日以降に転入した方は、前住地区市町村長の発行する児童手当所得証明書が必要です。

◇詳細: 児童給付係 2715へ

### 秀山荘へ泊旅行にご招待します

豊島区母子福祉会では、日ごろいろいろとご苦労されている母子家庭の方々に、一泊二日のバス旅行にご招待します。ふるってご参加ください。

◇日時: 昭和56年8月8日(土) 9日(日)

◇行き先: 山中湖畔 秀山荘

◇定員: 90名。(バス2台)

◇対象: 母子家庭のお母さんとお子さん。ただし、お子さんは中学生以下。

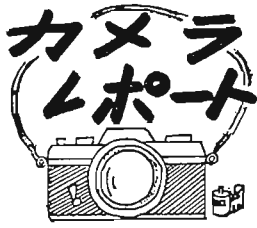
◇参加費: 無料

◇申込み: 児童扶養手当証書、母子年金証書等をご持参のうえ、東西福祉事務所の母子相談員へお申込みください。6月15日から先着順で受け付けます。

※昭和56年度中、すでに豊島区母子休養ホームを利用された方、又は利用を予定されている方はご遠慮ください。

◇詳細: 児童課庶務係 2712

又は、東福祉事務所 946-2511  
西福祉事務所 974-5531の母子相談員へどうぞ。

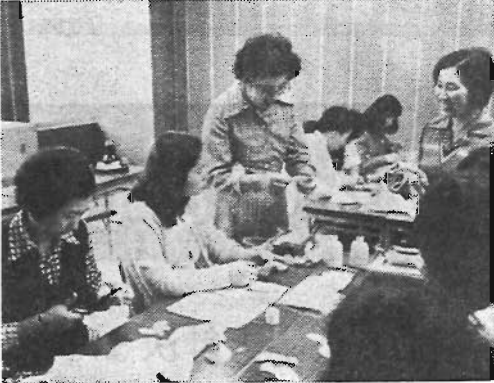


### さわる絵本の講座はじまる

「目の不自由な子供たちに夢を」と、ボランティア講座「さわる絵本をつくらう」が、区民センターではじまりました。

「さわる絵本」とは、目の見えない子供たちが、指でさわってわかるように、羽毛、皮、綿など各種の材料で、動物など実物によく作りあげたものです。

「少しでも、障害のある子供たちに役立てば」と、受講生。



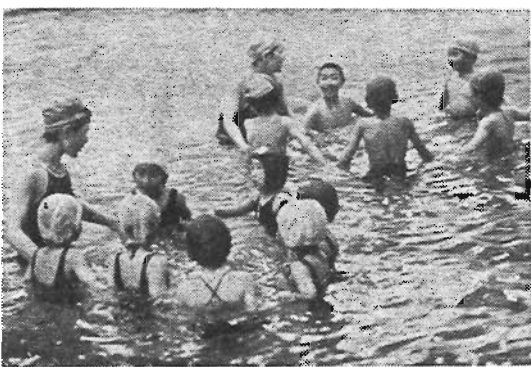
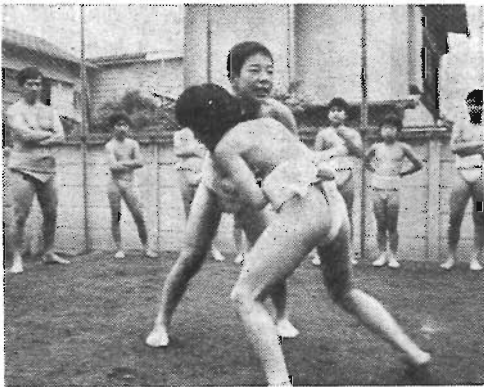
### 私は「みどりちゃん」

交通安全運動にちなみ、目白警察署、目白交通少年団では、マスコットガール人形の名前を募集したところ、千二百六十二名の応募があり、「みどりちゃん」と決まりました。  
目白駅頭や、目白警察署玄関などで、交通安全を呼びかけます。  
今後とも、「みどりちゃん」をかわいがってください。

### 交通安全のためがんばります

### 相撲教室でパワーをつける子供達

今の子供達は足腰が弱い、もったきたえよう一と、小中学生達の相撲教室が、千登世橋体育場で始まっています。毎週水、土曜日に集合、指導員に基礎からジックリ教えてもらっています。相撲は力をぶつけあう競技だけに、体力がつき、持久力、精神力が養われ、現代人の欠点をカバーするのに絶好のスポーツとのことです。



### 公害せん息なんか

### 泳いで吹きとばすぞ

区立東鴨池体育館内プールでは、毎週金曜日に、公害健康被害児たちの水泳教室が開かれています。  
ぜん息の治療には、体力がつき、さらに、ぜん息発作が起きにくい水泳が非常に効果的とのことで、はじめた教室です。子供たちは、自らの力で健康になろうと、一所懸命。

### 保健所だより



池袋 987-4171 長崎 957-1191

### 梅雨です 食中毒にご注意を

都内で毎年発生する20件前後の食中毒事件のうち、14%が家庭内で発生しています。特に梅雨期にはいりますと、細菌が繁殖しやすい季節になり、病原菌による食中毒が増えてきます。

食中毒を防ぐためには、次の三原則を守ることが大切です。

- ①清潔(菌をつけない)：細菌性食中毒は、その原因となる細菌の付着、増殖によって起ります。したがって、まず、食中毒菌をつけないことが大切です。

## わが家の健康

### 豊島区の休日診療

豊島区医師会では、区の援助のもとに、昭和48年以来休日診療を実施し、多くの患者さんの治療を行ってきました。

この制度は、日曜日、国民の祝日、年末年始などの休日に、救急車を呼ぶ程ではない、いわゆる急病患者に対する緊急医療を行い、地域住民の方々の不安を解消するために設けているものです。

このたび、新たに豊島区集鴨休日診療所が、6月7日から発足し、体制の一層の充実が計られることになりましたので、この機会に豊



日曜・休日の急病にも安心

- ◆ぬすみ、はえ、ごきぶり等を駆除し、台所は清掃、整頓します。特に、手指、まな板、ふきん、食器類はよく洗い、消毒しましょう。
  - ◆迅速、低温保存(菌をふやさない)：十分に細菌がついたとしても増殖させないことが必要です。すぐ食べないものは、冷却(5℃以下)して保存しましょう。
  - ◆加熱(菌を殺す)：すぐに食べないものは、食べる前に再度煮たり焼いたりして殺菌しましょう。
- 食中毒は、臨時に大量に調理した時に起ることが多いので、特に夏季は、卵加工品、魚介類など十分に注意して調理しましょう。

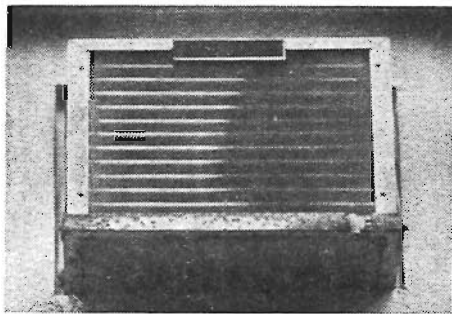
### 精神衛生講演会にご参加ください

- ◆演題：「思春期の精神衛生的問題(家庭内暴力について)」
- ◆講師：東京大学 医師 吉松 和哉氏
- ◆日時：6月22日(月) 午後3時～4時30分
- ◆会場：池袋保健所講堂
- ◆対象：区内在住の方 先着40名
- ◆申込み：池袋保健所予防課

### お忘れなく クーラーの点検

今年も、そろそろクーラーのシーズンになります。クーラーの騒音は、使用者よりも近所の方に影響しやすく、ときには、近所に迷惑をかけていることに気づかない場合もあります。

クーラーは、シーズン前に点検や試運転をして、音の具合を確かめましょう。もし異常が認められたときは、早めに改善して、お互いに快適な夏を過ごしましょう。



クーラーは必ず点検を

鳥区の休日診療を簡単に説明いたします。まず、休日診療では、原則的には内科、小児科の急病患者さんと小外科の患者さんが対象になります。そして、ここでの治療はあく

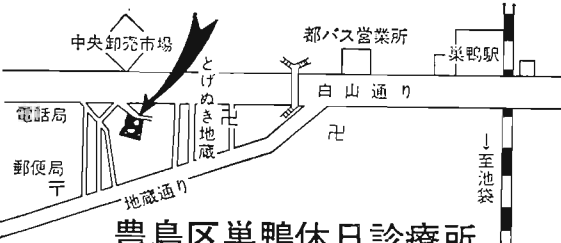
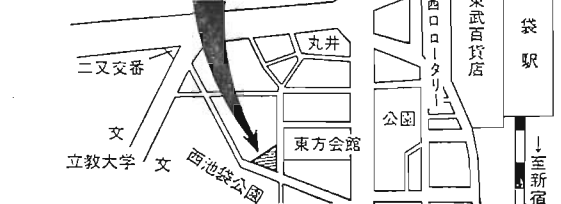
までも応急的なもので、その時の症状を軽減、治ゆさせることが目的です。翌日も症状が続いている場合には、かかりつけの医師の治療をうけることが必要です。休日に急病になったらどうすればよいかを要約しますと、

- ①午前9時～午後5時の場合  
テレフォンセンターへ電話で問い合わせたうえ、輪番制休日診療所(4か所) 豊島区休日診療所、豊島区集鴨休日診療所のいずれかで受診してください。
  - ②午後5時～午後10時の場合  
豊島区休日診療所で受診してください。
- なお、午後10時から翌朝までの場合は、救急病院で受診してください。

テレフォンセンター  
982-5183

### 豊島区休日診療所

西池袋3-22-16 豊島区医師会館内  
電話(982)0198

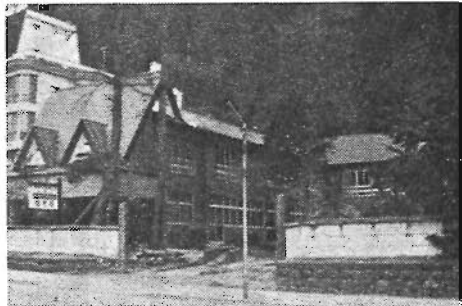


### 豊島区集鴨休日診療所

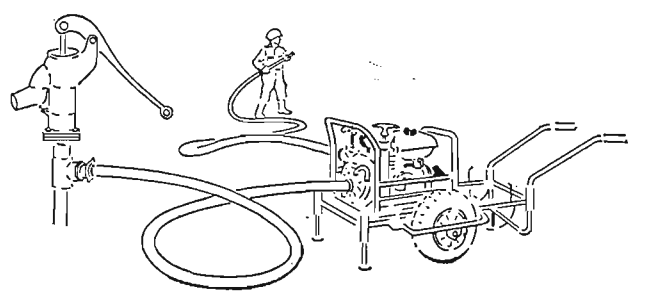
集鴨4-22-17 豊島区衛生部分庁舎内  
電話(949)6561

改善の方法には、据え付け方法や据え付け場所の変更などがありますが、それぞれの状況に応じた適切な方法を選ぶことがポイントになります。購入した電気店か、公害課へ相談してください。

### 日光周辺の散策の際は「日光荘」のご利用を



日光は、東照宮をはじめとする古社寺の歴史的遺産、また、自然の景観にめぐまれたところです。なお、中禅寺湖では6月20～22



### 家庭用井戸をお持ちの 区民のみなさんへ

区では、すでに各地域防災組織に配備した小型消火ポンプの水利対策として、家庭用井戸の改良を進めています。

これは、図のように井戸に小型消火ポンプを連結し、放水できるようにするものです。

この改良により、井戸の能力が落ちたり、所有者にご迷惑をおかけするようなことはありません。対象となる井戸は、電動、手押し、古いもの、現在使用していないものなどを問いません。

非常時の水利として有効なものになると思われますので、家庭用の井戸をお持ちの区民の皆様のご協力をお願いします。

- ◆詳細：防災課防災係 2852
- ◆利用料金：一泊二食付き  
大人 3千400円  
小人 2千900円
- ◆申込み：区民課区民係 2415へどうぞ。

### 消費者講座

第二回 季節の梅の加工色々  
日時：6月16日(火) 午後1時30分～3時30分

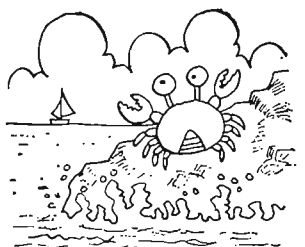
- ◆会場：区民センター第二会議室
- ◆講師：東京都農業試験場 主任研究員 佐藤 匡氏
- ◆定員：先着50名
- ◆申込み：6月8日午前9時から 電話で消費経済係 2455へ。

### 環境週間のつどい

- ◆テーマ：川と緑、水をきれいに、緑を大切にしよう
- ◆映画：「緑の仲間」
- ◆講演：財団法人国民休暇村協会 常務理事 大井 道夫氏
- ◆日時：6月6日(土)午後2時
- ◆場所：区民センター文化ホール
- ◆詳細：環境課 2811へ

### 商工海の家

7月1日オープン



区内の商店、工場等、中小企業に働く従業員と家族の方に利用していただく「海の家」です。

- ◆料金：一泊二食付き  
大人 2千200円 小人 千500円
- ◆申込み：6月15日午前9時から 経済課窓口で先着順に受け付けます
- ◆詳細：商工係 2452へ。

### ブロック塀を 生垣にしてみませんか

緑豊かな生活環境を確保するため、4月から、生垣の造成費用の助成を行っています。

今までは、多くのお問い合わせはありましたが、実際のお申込みの数があまり多くありません。新たに生垣をつくる方、塀を壊して生垣を造成しようと考えている方は、ぜひお申込みください。

- ◆助成の対象となる生垣  
▽道路に面していて、生垣の総延長が3m以上であること。
- ▽生垣用樹木の高さが1m以上であって、相互に葉のふれあう程度に列植され、かつ、生垣の外観をそなえているもの。
- ◆助成金の額  
▽生垣造成：1m当り4千円
- ▽既存ブロック塀等の撤去：1m当り2千500円
- ◆詳細：環境整備係 2815へ

# お知らせ



☎ 番号はすべて区役所 (981-1111) の内線です



## 体力測定

◇日時：6月14日午前10時～正午  
 ◇場所：大塚台小学校校庭(雨天の場合は体育館)  
 ◇対象：25歳以上の方  
 ◇申込み：当日会場へ。  
 ◇詳細：体育係3485へ。

## 初心者卓球教室

◇日時：6月9・16・23・30日  
 午前11時30分～午後2時  
 ◇場所：豊島体育館  
 ◇対象：区内在住の方  
 ◇指導：豊島区卓球連盟  
 ◇参加費：1回100円  
 ◇服装：運動着。うわばき用運動靴、ラケット、タオル持参。  
 ◇申込み：当日会場へ。  
 ◇詳細：豊島体育館973-1701

## フォークダンス初心者講習会

◇日時：6月9・16・23日(火)午後7時～9時  
 ◇場所：区立青年館  
 ◇費用：1千円(テキスト代等)  
 ◇申込み：当日会場へ。  
 ◇詳細：体育係3485へ。

## ジョギング教室

◇日時：6月14日(日)午前9時～正午(雨天中止)  
 ◇会場：長崎中学校校庭  
 ◇申込み：当日直接会場へ。  
 ◇詳細：池亀97-7736へ。  
 ◎6月28日(午前9時～10時)はランニングのために開放します。

## 陸上競技公認審判員講習会

◇日時：6月14日(日)午前9時  
 ◇場所：長崎中学校スポーツハウ  
 ◇対象：審判員及び新規資格取得希望者  
 ◇持ち物：筆記用具、上履き、ルールブック(ない人には当日実費)

## 区民ヤマベ釣大会

◇期日：6月28日(日)雨天決行  
 ◇場所：埼玉県 男衾(荒川)  
 ◇集合：午前5時30分に池袋三越前へ。  
 ◇参加費：2千500円(バス代、入漁料、傷害保険料)  
 ◇持ち物：竿、仕かけ、エサ、雨具、昼食、水筒  
 ◇定員：先着10名  
 ◇注意事項：①現地ではエサを売

## 家族清流釣教室

◇期日：6月14日(日)雨天決行  
 ◇場所：埼玉県 越辺川  
 ◇対象：区内在住の小中学生とその家族(中学生のグループ可)



## 小中学校水泳指導員

◇期間：7月21日～8月15日(小学校は約20日、中学校は約15日)  
 ◇勤務時間：1日約6時間  
 ◇賞金：日額4千円  
 ◇条件：①19歳以上で期間中10日以上続けて勤務できる方 ②正しい泳法(クロール、平泳ぎ、背泳)の基本ができて、児童生徒の水泳指導に熱意のある方  
 ◇申込み：6月20日までに履歴書と印鑑を持参のうえ学事係3431へ。

## 豊島プール監視員

◇期間：7月12日～9月13日(勤務日は別に定めます)  
 ◇申込み：当日午前8時30分から会場へ。未登録者は、当日登録してください。  
 ◇詳細：池亀97-7736へ。  
 ◇申込み：履歴書を持参のうえ、6月21日までに豊島体育館973-1701へ。



## 宮だより

課税課・豊島都税事務所から：  
 地方税法が改正されました  
 (1) 個人の都民税・区市町村民税  
 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の方(障害者は除く)は、控除額が23万円になりました。  
 56年度分に限り、所得の金額が27万円に本人・控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額以下である方は、所得割が非課税になりました。

## 火から命を守る

### 11のポイント

- 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- お年寄りや病気の人の、幼児だけを残して外出しない。
- 方向の違い2つ以上の逃げ道を決めておく。
- 寝具やカーテンなどは、できるだけ燃えにくい防災製品を使う。
- お休み前には、必ず火の元を確かめる。
- 火災を出したり発見したら、大声で回りの人に知らせ、協力を求める。
- 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難する。
- 煙の中を避難するときは、できるだけ姿勢を低くする。
- いったん逃げ出したら、再び中に戻らない。
- 逃げ遅れた人がいるときは、近くの消防隊にすぐ知らせる。
- 火災を早く発見できる「簡易型火災警報器」をできるだけ取り付け、早期発見、初期消火に役立てる。

## 豊島郵便局から

簡易保険作文コンクールの作品を募集しています

◇応募資格：小学校5年生～中学校3年生  
 ◇作品題：次のどれかを選んでください。①課題「簡易保険に関するもの」 ②自由題  
 ◇長さ：400字詰め原稿用紙5枚以内  
 ◇応募方法：6月30日までに、お

公給領収証の写し、又は公給領収証にかえて都税事務所長が認めたお店独自で使う領収証(私製領収証)の写しの保管が、6か月間から1年間になりました。  
 詳しくは、981-1211相談コーナーへ。  
 区内消防署から：  
 火から命を守る  
 11のポイント  
 寝たばこは、絶対にしない、させない。  
 お年寄りや病気の人の、幼児だけを残して外出しない。  
 方向の違い2つ以上の逃げ道を決めておく。  
 寝具やカーテンなどは、できるだけ燃えにくい防災製品を使う。  
 お休み前には、必ず火の元を確かめる。  
 火災を出したり発見したら、大声で回りの人に知らせ、協力を求める。  
 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難する。  
 煙の中を避難するときは、できるだけ姿勢を低くする。  
 いったん逃げ出したら、再び中に戻らない。  
 逃げ遅れた人がいるときは、近くの消防隊にすぐ知らせる。  
 火災を早く発見できる「簡易型火災警報器」をできるだけ取り付け、早期発見、初期消火に役立てる。

近くの郵便局へ。  
 ◎入選者には学校を通じて通知し、賞状、賞品をお渡します。  
 応募者全員に参加賞をお送りします。詳細は郵便局へ。  
 東京都養育院から：  
 臨時職員募集  
 ◇職種：看護婦、准看護婦、耳鼻科勤務職員  
 ◇勤務条件：月20日以内勤務で、1か月以上勤務可能な方  
 ◎賃金など詳しいことは、養育院付属病院管理課961-1947へ。  
 電電公社から：  
 届きましたか？  
 『テレホンガイド東京』  
 電電公社では、4月から新しい『テレホンガイド東京』をお配りしていますが、届きましたでしょうか。  
 これには、区役所・病院・学校・各種相談窓口など、生活に役立つ電話番号や情報が掲載してあります。ぜひご利用ください。  
 詳細は、最寄りの電話局へ。

## 小中学生の作文を募集

『ぼくの町自慢・私の町自慢』  
 ◇形式：400字詰め原稿用紙で小学生2枚、中学生3枚。住所、氏名、電話番号、学校名、学年、組を必ず記入すること。作品は返さないでコピーしておくこと。  
 ◇応募方法：7月15日(消印有効)までに「千100千代田区丸の内3の2の2 東京青年会議所」へ。  
 ◇詳細：213-2311へ。  
 ◎各種の賞のほか、応募者全員に記念品をさしあげます。  
 立教大学無料法律相談室  
 ◇受付日時：7月4日までの毎週土曜日 12時30分～14時  
 ◇回答日：翌週の土曜日  
 ◇場所：立教大学5号館ロビー  
 ◇申込み：電話で予約が必要で、月々金曜日12時10分～13時に沢木研究室961-2560へ。

## 区立中央図書館からののお知らせ

現代文学読書会  
 ◇日時：第2土曜日 午後2時～4時  
 ◇講師：伊藤 栄洪氏  
 ●かがり火古典文学読書会  
 □第1木曜日 伊藤 栄洪氏  
 □第4火曜日 山口 正氏  
 時間は午前10時～正午です。  
 ◇内容：『万葉の人と事件』、『万葉集秀歌の鑑賞』



## 子どもの本勉強会

◇期日：毎月1回(6月は19日午前10時～正午です)  
 ◇講師：堀尾 青史氏  
 ◇内容：宮沢 賢治  
 ◎場所は、いずれも中央図書館区民集会所です。詳細は981-7861泰仕係へどうぞ。

## 休館のお知らせ

●果嶋・千早図書館  
 特別整理のため次のとおり休館します。  
 果嶋図書館：6月8日まで  
 千早図書館：6月7日～22日  
 ●青年館  
 受水槽等の工事のため、6月30日～7月4日の間、休館します。  
 ●果嶋体育館  
 温水プールの清掃、水替え及び改修工事のため、次の期間休館します。  
 競技場 6月9日～13日  
 温水プール 6月9日～17日